



大和田会計ニュース



所得税と個人住民税の定額減税 その2

6月にスタートする「定額減税」に向けて、お客様からの問い合わせが増えてきました。概要は前回の会計ニュースと弊社からの臨時版で確認をお願いしますが、各々の立場でのQ&Aをお知らせします。

なお、今回の定額減税がしきれないと想定される2,300万人へは、早くて8~9月ごろを目途に市町村から給付金の支給が始まる見込みです。

1. 給与計算を担当される方へ

Q：5~6月で所得税の減税で最初に必要な作業は何ですか。	A：給与計算ソフト等を使用している場合は、ソフトを最新版へアップデートください。また、6月1日現在在籍の社員の方々から「扶養控除等申告書」等で定額減税の対象となる配偶者や扶養親族の情報を確認ください。留意点は国税庁のHPや税務署より手元に送付されてきたパンフレットを参照ください。
Q：住民税の特別徴収作業の変更点は？	A：例年通り、市町村から送付されてくる個人住民税特別徴収書類に基づき、徴収します。ただし、6月分は徴収されず、記載の定額減税実施後の税額を7月から来年5月までの11カ月で均して徴収します。

※社員側や企業側の判断で「定額減税を受けない」選択はできないとされています。

2. 個人事業主の方へ

Q：サラリーマンでない場合はいつ、所得税の定額減税がされますか。	A：原則として、所得税の定額減税は令和6年の所得税の確定申告で行われます。ただし、予定納税（令和5年の確定申告での納税額が15万円以上の方）がある場合は、納税者本人の控除額は7月末の予定納税時に減税されます。配偶者や扶養親族に係る減税額は、予定納税の減額申請の手続きが必要になります。
Q：住民税の定額減税はいつですか。	A：定額減税「前」の税額を基に算出された第1期分（6月納付分）の税額から控除されます。控除しきれない場合は第2期分（8月納付分）から順次控除されます。

3. 公的年金等の受給者の方へ

Q：公的年金等の受給者はいつ定額減税がされますか。	A：所得税の定額減税は、6月以降最初に支払われる公的年金等から源泉徴収される所得税から控除されます。個人住民税は10月分の特別徴収税額から控除されます。各々控除しきれない金額がある場合は、以後に徴収される金額から順次控除されます。
Q：公的年金以外に給与でも定額減税を受ける際の処理は？	A：給与等と公的年金等で、それぞれ源泉徴収税額から定額減税を受ける場合は重複していますので、確定申告において重複した定額減税の精算が必要になります。

2024年4月より労働条件明示ルールが変わります

雇入れ時や更新時における労働条件の明示ルールが2024年4月より変更になります。同様の趣旨で、求人を行う際の労働条件の明示ルールについても変更となります。変更点と変更に伴う実務上の注意点は以下の通りです。

【4月からの変更点】

雇入れ時、更新時、求人を行う際に明示すべき労働条件として、以下の事項が追加されます。

1. 従事すべき業務の変更の範囲
2. 就業場所の変更の範囲
3. 有期労働契約を更新する場合の基準(通算契約期間または更新回数の上限を含む)

これまでも労働契約を締結する際や求人募集を行う際は業務内容と就業場所の明示が義務付けられていましたが、今後は『業務内容の変更の範囲』『就業場所の変更の範囲』の明示も必要になります。この変更の範囲は、将来の配置転換など雇入れ後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことを言います。例えば、雇入れ直後は営業の業務を予定しているものの、締結する労働契約の期間中に製造業務を除く業務全般に携わる可能性があれば、変更の範囲の箇所には『製造業務を除く当社業務全般』のように明示することとなります。

有期労働契約を更新する場合の基準については、労働契約の更新があり得る時は、その判断基準を明示する必要があります。記載例は以下のようになります。

契約の更新:有(契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断)
通算契約期間は4年を上限とする。

判断基準の記載についても『諸般の事情を総合的に考慮した上で判断する』というような抽象的なものではなく、『勤務成績や勤務態度により判断する』や『会社の経営状況により判断する』など具体的に記載することが望ましいとされています。

【実務上の注意点】

今回の変更により明示する項目が増えるため、求人広告のスペースが足りなくなるケースが考えられます。この様なやむを得ない場合には『詳細は面接時にお伝えします』のように記載した上で、別のタイミングで明示することも可能とされています。この場合は原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに全ての労働条件を明示する必要があります。

一次面接を現場担当者に任せているといったケースも想定されます。この場合、明示しなければならない項目を伝え漏らす可能性も考えられますので、事前に資料を作成し面接時に渡すなどの対応が求められます。

求人を行う際の労働条件の明示内容と、雇入れ時の労働契約締結時の内容とは基本的には合致することになります。明示内容が合致していない、求人募集時には明示されていなかったなどの問題は労働トラブルに発展します。この様なことが起きないように社内フローを整備しておきましょう。

定額減税の仕組みと 実務のポイント



有限会社 大和田会計事務所
経営支援部

対象となる人

① 居住者※1

② 合計所得金額※2 が 1,805 万円以下※3

国内に住所を有する個人または現在まで引き続いて 1 年以上住所を有する個人
所得税は令和 6 年分、個人住民税は令和 5 年分の合計所得金額をもとに
定額減税対象を判定

給与収入のみの場合、年収 2,000 万円以下

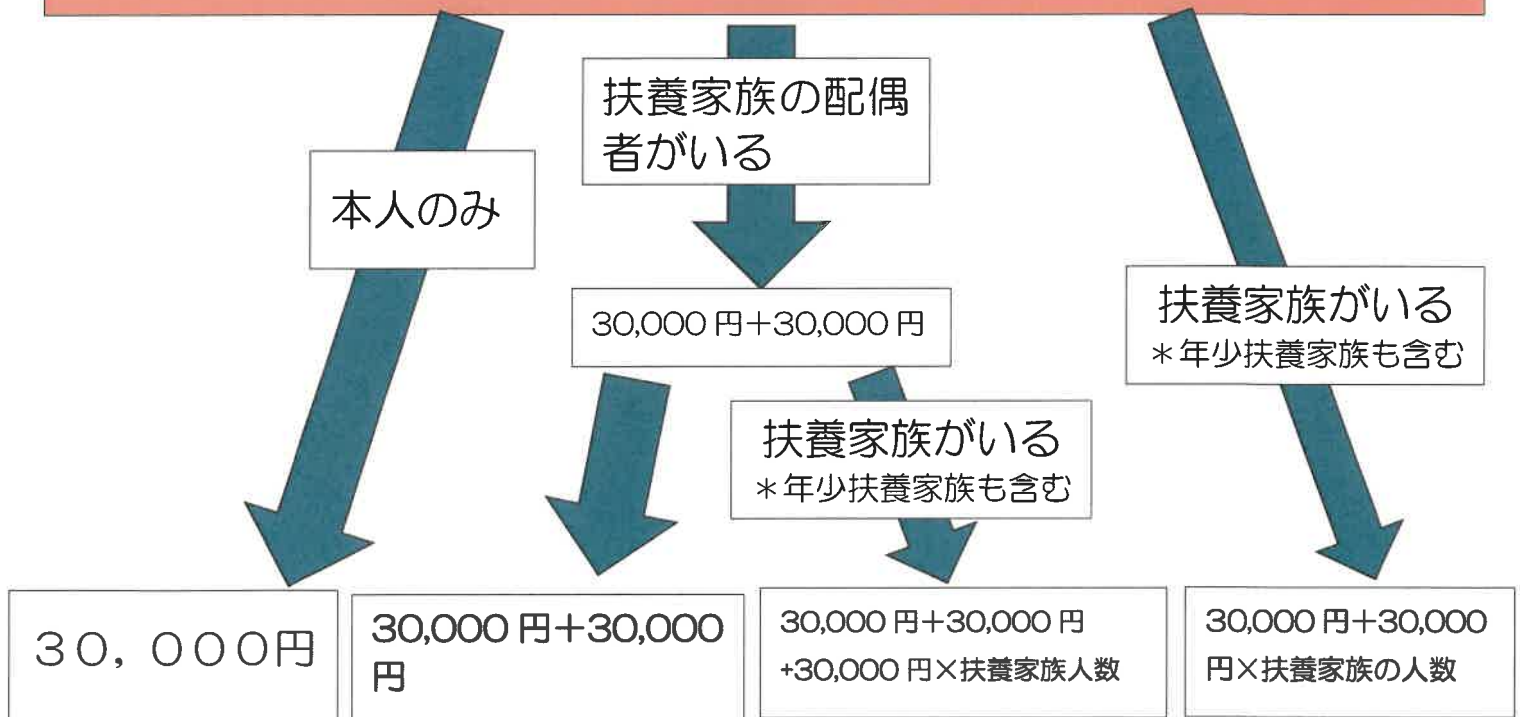
子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015 万円以下

減税額

減税額は以下の表のとおりです。令和 6 年分の所得税と個人住民税を対象に、減税が実施されま
す。

所得税

本人 30,000円 居住者に限る



配偶者：居住者に限る。また、納税義務者と生計を一、かつ、合計所得金額 48 万円以下であれば控除できます。
扶養家族：居住者に限る

住民税

本人 10,000円 居住者に限る

本人のみ

扶養家族の配偶者がいる

10,000円+10,000円

扶養家族がいる
*年少扶養家族も含む

扶養家族がいる
*年少扶養家族も含む

10,000円

10,000円+10,000円

10,000円+10,000円
+10,000円×扶養家族人数

10,000円+10,000円×扶養家族の人数

配偶者： 国外居住者を除く。

また、住民税は納税者本人の所得が1,000万円超でも、同一生計で配偶者の合計所得が48万円以下であれば令和7年度に減税になります

扶養家族： 国外居住者を除く

減税方法

給与所得者の場合

所得税

給与支払者が給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除することで減税されます。給与支払者は2つの事務を行うこととなります。

令和6年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務
年末調整の際に、精算を行う事務

住民税

令和6年6月の住民税は特別徴収されません。

令和6年7月～令和7年5月まで、減税額を差し引いた額で特別徴収されます。

対応スケジュール

令和6年	5月	定額減税の控除対象社員及び家族の確認 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 配布回収
令和6年	6月	6月1日時点の社員情報の確認修正 給与・賞与計算 所得税の減税額控除
令和6年	7月	住民税の減税後の額特別徴収開始
令和6年	12月	年末調整
令和7年	5月	

定額減税実施に伴う記載事項

給与明細：「定額減税額（所得税）〇円」「定額減税〇円」

〔記載例〕 給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	xxx円
源泉徴収税額	xxx円
・	
・	
定額減税額 (所得税)	xxx円

納付書の書き方

(記載例) <納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)>

納付者	納付先	納付額	控除額	徴収高
060625	38	8990000	9700	
060610	31	10755000	22998	0606
060628	1	70000	7147	

合計額 ¥39845

納付先: △△市〇〇町4-5-6
〇〇〇〇 株式会社

本税 39845
合計額 ¥39845

各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。

個人事業者の場合

所得税

第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る定額減税額を控除します。
扶養者等の控除を合わせて行いたい場合は、予定納税額の減額申請書の提出が必要です。

個人住民税

住民税決定通知書で減税額が通知されます。減税額には本人と扶養親族等分が含まれています。